

神戸市保健医療審議会

保健所運営専門分科会 神戸市献血推進協議会 議事録（要旨）

1. 日時 平成28年12月12日（月） 午後1時30分～午後3時20分
 2. 場所 神戸市役所1号館 27階 第2委員会室
 3. 次第
 - (1) 委員紹介
 - (2) 議 事
 - ①分科会長・副分科会長の選出
 - ②審議会の新体系についての説明及び運営要綱の改正について
 - ③保健事業について
 - ④生活衛生事業について
 - ⑤医務・薬務事業について
 - ⑥健康危機管理について
 - ⑦予防接種検討委員会からの報告
- 神戸市献血推進協議会
献血について

事務局より定足数の確認（15名中11名の出席で有効に成立）

【議事 ①分科会長・副分科会長の選出】

委員の互選により、置塩分科会長、億川副分科会長を選出。

【議事 ②審議会の新体系についての説明及び運営要綱の改正について】

事務局：保健医療審議会の体系の見直しを行い、平成28年4月より、資料2下側のように体系を変更している。保健所運営専門分科会については、感染症対策専門分科会と統合したことに伴い、保健所運営専門分科会への委任事務に、重要感染症の発生時の対策に関すること、また感染症の情報の収集や予防対策に関することが追加されている。

また小委員会についても統廃合を行っている。「健康危機管理検討委員会」「結核対策検

討委員会」「予防接種検討委員会」という3つの有識者会議を開催する。

「健康危機管理検討委員会」では、市民の命や健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生など健康危機事案への対策について、専門家や関係団体及び行政機関の意見を聴くため適時開催して、本市における保健・医療体制の整備に活かしていく。

「結核対策検討委員会」では、本市における結核対策の推進に資するため、神戸市結核予防計画の検討や進捗状況の検証など、本市の結核対策全般について医療機関や関係機関から意見を聴くため開催する。

「予防接種検討委員会」では、本市での予防接種を円滑に実施することを目的として、市医師会をはじめ学識経験者等専門家から本市の予防接種事業について意見を聴くために開催する。

これらの検討委員会で出た意見を事務局から報告させていただくので、その報告を受けて、審議していただく。

次回から、この専門分科会において、第一種の感染症指定医療機関である神戸市立医療センター中央市民病院から、また一般の民間病院の先生方にも意見をいただくために神戸市民間病院協会から、委員にご就任いただきたいと考えている。

分科会長：事務局からの提案のとおり、公立病院、民間病院の代表として委員に就任していただければよいと思うが、どなたか意見はありませんか。

(異議なし)

事務局：また、保健所運営専門分科会運営要綱について、資料3のとおり改訂案を作成している。

第3条として、新たに「臨時委員を置くことができる」と明記している。

感染症に関するより専門的な審議が必要なときは、委員の皆様のほかに、感染症に詳しい方に臨時委員として出席していただくことを考えている。

分科会長：以上の説明について、どなたか意見はありませんか。

(異議なし)

【議事 ③保健事業について】

「資料1 保健事業概要」に基づき、第2節「母子保健事業」について、事務局から説明。

こども家庭支援課では、妊娠、出産から育児期を通じて、切れ目のない育児支援サービスを提供できるよう事業を展開している。

(1)「保健指導・相談」について、妊娠の届出時に、母子健康手帳及びすくすくハンドブックを各区役所の窓口にて交付している。また交付時に全妊婦さんに対して保健師が面接をし、ハイリスク妊婦の把握と早期支援につなげている。妊娠届出は妊娠11週以内に92%以上の方が届けられる。妊娠早期にほとんどの方に交付できている。

助産師がメールや電話により相談に応じる「思いがけない妊娠SOS事業」を平成26年度より実施している。平成26年度は電話相談5件、メール相談5件だったが、平成27年度には電話相談88件、メール相談48件と、相談数が増加している。

平成26年度より、産後の育児不安が強く、家族から支援がなかなか得られない方を対象に「産後ケア事業」を行っている。助産所での宿泊や通所によって産後の母体のケアや、育児の相談支援を行い、育児不安の解消及び児童虐待の予防に努めている。平成26年11月から本事業を開始して、平成27年度は宿泊サービスの利用実人数が39人、利用日数は224日と、徐々に利用実績が伸びている。

(2)「健康診査・検査」について、「妊婦健康診査」では、平成26年度より、妊婦一人あたりの助成上限額を1万円増額し、現在9万8,000円の妊婦健診費用を助成している。

「乳幼児健康診査」として、4か月、1歳6か月、3歳児に各区役所の集団方式で健診を実施しており、9か月児には各医療機関で委託による個別方式で実施している。概ね95%前後の受診率で例年推移している。

(5)「医療給付」について、特定不妊治療費助成事業を実施している。体外受精及び顕微授精による特定不妊治療に対して費用の一部を助成している。新しい点としては、平成28年1月より、初回不妊治療の助成額を15万円増額している。また、男性不妊の治療についても、15万円を上限とする助成を平成28年1月より開始している。さらに、本年12月より、流産、死産を繰り返す等の不育症についても15万円を上限として治療費の助成を開始している。

また「小児慢性特定疾患治療研究事業」として、子どもの難病の治療費を助成しており、平成27年度は897件の助成を行っている。この事業は、本年10月より、市単独で治療費用の月額自己負担が800円までになるように制度の拡充を行っている。

「資料1 保健事業概要」に基づき、第3節「成・老人保健事業」について、事務局から説明。

(1)「健康増進事業」として、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、健診事後指導の事業を実施している。

(4)「健康相談」は、各区保健福祉部において健康相談を実施しているほか、「いきいき健康サポート事業」として、兵庫県看護協会の協力を得て、健康づくりや介護予防につながる健康相談を看護職ボランティアにより実施している。

(5)「健康診査」は、①「神戸市健康診査」として、30歳、35歳～39歳及び40歳以上の医療保険未加入者を対象に実施している。また、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象に、後期高齢者健康診査を実施している。②「神戸市国保の特定健康診査・特定保健指導」は、生活習慣病の早期発見・予防を目的として、40歳～75歳未満の神戸市国保加入者を対象に実施している。特定健康診査の受診率は、32.3%となっている。③「肝炎ウイルス検査」として、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス陽性者に対して医療機関受診の案内や、保健師が訪問や電話による保健指導を行い早期治療につながるなど、療養支援を行っている。④「各種がん検診」として、子宮頸がん、乳がん検診について、検診対象年齢の初年度の方や過去の無料クーポンの未利用者に無料クーポン券を配布している。平成27年度の受診者数は、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんは前年度より増加している。子宮頸がんと乳がんは、国の補助事業で行っている過去のクーポン未利用者へのクーポン再配布を前年度の平成26年度にまとめて行った関係で、27年度の受診者数は前年度に比べ若干減少している。⑤「40歳総合健診」について、40歳の方を対象に、各種がん検診と歯周疾患検診を無料で実施し、がん検診等に対する意識啓発と健診のきっかけづくりを行っている。

(6)「訪問指導」は、生活習慣病予防・介護予防のために、健康診査の要指導者等に対し保健師が訪問を行っている。

「資料1 保健事業概要」に基づき、第5節「難病対策事業」について、事務局から説明。

「難病対策事業」では、原因が不明で治療法が確立していない難病について、「特定疾患治療研究事業」として医療費助成が行われてきたが、平成27年1月に、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行されたことに伴い、医療費助成の対象疾病が56から

110に拡大され、また平成27年7月からはさらに306疾患にまで拡大されている。

(3)「難病団体への委託・助成事業」を実施することにより、難病患者等への相談事業や講演会などの事業を実施している。

「資料1 保健事業概要」に基づき、第7節「栄養改善事業」について、事務局から説明。

「神戸市食育推進計画」等に基づき、健康寿命の延伸を目指した健康づくりのための食育や、子どもから高齢者までライフステージに応じた各種事業や食環境整備等に取り組んでいる。

(2)「食育の推進」では、「神戸市食育推進計画」に基づき、「こうべ食育推進懇話会」を開催し、計画の目標達成状況等について検証・評価を実施した。また、第3次食育推進計画について検討いただき、平成28年度から32年度までを計画期間とする第3次食育推進計画を平成28年3月に策定した。

また、26の食育推進団体の参加による「こうべ食育フェア」や、小学生を対象にした「こうべ朝食メニューコンテスト」、次代の親世代や保護者を対象にした「プレパパママ食育講座」や「離乳食の作り方講座」、市内の大学等23校と協働で大学生などを対象とした「野菜を食べようキャンペーン」を実施した。

「資料1 保健事業概要」に基づき、第8節「環境保健事業」について、事務局から説明。

大気汚染による健康被害やアスベスト健康被害に関する事業を実施している。

(1)「公害健康被害に関する事業」は、「公害健康被害救済事業」として、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害被認定者に対し補償給付を実施している。28年3月末現在の被認定者数は、640人となっている。「公害健康被害予防事業」として、アレルギー健診などの事業や、ぜん息等に関する講習会や講演会を実施している。

(2)「アスベスト健康被害に関する対応について」は、「アスベスト健康管理支援事業」として、アスベストに関わる健康相談や市民健診等を活用した検診を実施したほか、専門医療機関で継続観察が必要とされた方にアスベスト健康管理手帳を交付し、医療機関での継続観察を支援している。「石綿健康被害救済給付受付事業」として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、救済給付の書類の配布・受付業務を実施している。

「資料1 保健事業概要」に基づき、第6節「感染症・結核対策事業」について、事務局か

ら説明。

感染症の発生動向調査については、27年は大きな変化はない。感染症ごとの発生件数について、一類から五類までで、結核を除く全数把握感染症が、平成27年は214件であった。平成25年は風しんがはやった年で494件、平成26年は160件であった。平成26年から少し増えているのは、主に五類の全数把握感染症、梅毒等が増えている影響である。28年に話題になった麻しんは、国内で幾つか集団感染があったが、神戸市の事例は28年は現時点で1例の報告があるのみである。海外帰国者の事例であった。③「神戸モデル～早期探知地域連携システム～」について、神戸モデルは、感染症対策は事後に対応するだけでなく、平時から感染症対策について学校園あるいは社会福祉施設等と連携強化を図り、感染症の予防、それから感染症が発生した場合、早期探知することによって被害を最小限にするよう事前対応型の取り組みを行っている。平成27年9月から、感染症訪問指導員という保健師、看護師等の資格を持った非常勤の職員を十数人ほど配置して、事前に施設等を巡回している。27年は、9月からの開始で、311件訪問している。

「定期予防接種」は、26年10月に、小児の水痘、高齢者の肺炎球菌のワクチンが追加されたが、27年度は、新たなワクチンの追加はありません。高齢者インフルエンザは、ワクチンの価格上昇に伴い27年から自己負担額が1,000円から1,500円に上がっている。それによる接種者の影響は、平成26年度の20万3,000人余りに対し、27年度は19万7,000人余りと、若干減っている。対象者の割合は、接種率は26年が51.4%、27年度が49.6%で、数字のうえでも2ポイント弱の低下にとどまっている。高齢者肺炎球菌は制度の変更はない。平成27年度の接種者が3万53人で、この年度の対象者が8万4,000人なので、おおよそ3分の1、35.7%の方が高齢者肺炎球菌の接種を受けている。

27年に神戸市で報告されたHIV感染者は10人、新規のエイズ患者は2人である。1984年からの累積は、HIV感染者が200人、エイズ患者が95人である。引き続き、教育・啓発あるいは相談・検査業務を行っていく。

(4)「結核対策」では、平成28年度より、「神戸市結核予防計画2020」、5か年計画がスタートしている。目標年次である平成32年までに結核罹患率について人口10万人あたりの患者数が17未満、結核が他人にうつる状況になっている状態にある患者を示す肺結核塗抹陽性罹患率について10万人あたり7未満とすることを目標にしている。①「神戸市の現状」は、平成27年統計で全国の結核罹患率14.4に対し神戸市は21.3である。平成27年の段階で塗抹陽性は7.7である。区別の状況は中央区、兵庫区が多い。従来は長田区も

多かったが、長田区は最近減っている。中央区が減らないのは、外国人の方が多いためかと思われる。全市的な要因は、高齢者結核患者の増加、社会経済弱者に結核が多い傾向があること、医療の進歩、外国出生者の発病の増加がある。研究と分析によって感染ルートの解明、患者の早期発見・早期治療、患者に対する治療・服薬指導等を引き続きやっていく。

「資料1 保健事業概要」に基づき、第4節「精神保健事業」について、事務局から説明。

(1)「相談」業務について、①「精神保健福祉相談」は区役所保健福祉部での相談業務である。区役所では、電話・面接・訪問等により、専任の精神保健福祉相談員、また精神科の嘱託医師による相談を行っている。平成27年度の相談件数は延べ1万6,746件、訪問件数は850件、このうち嘱託医師が面接等訪問に伺った件数は全市で182件となっている。こころの健康センターで実施している②「専門相談」については、電話による自殺予防とこころの健康電話相談は、27年度は2,724件、精神科医師による思春期またアルコール・薬物関連の専門医療相談は、それぞれ14件、18件となっている。

(2)「普及啓発」事業では、講演会・セミナーを実施している。平成26年度に危険ドラッグが社会的な問題になったため、家族や支援者を対象にした薬物等依存症学習会を平成27年度から本格的に始めている。

(3)「医療」について、①「自立支援医療（精神通院医療）」では、27年度末で受給者数が2万7,297件、25年度と比べると約10%の増加となっている。②「医療保護入院の入院届・定期病状報告の審査」は、精神医療審査会で審査をしている。平成27年度の届出件数は、医療保護入院届は2,521件で、2年前の25年度と比べると33%と大幅に伸びている。一方、1年以上の医療保護入院者等にかかる定期病状報告は、25年と比べると200件強、率にすると20%近く減少している。③「措置入院に係る事務」では、平成27年度の通報の件数は、警察官通報をはじめとして年間で362件あり、ほぼ毎日、通報が入っている状況である。措置入院該当になった件数は21件である。

(4)「福祉および社会復帰支援」について、①「精神障害者保健福祉手帳」の平成27年度末の累計発行数は、1万4,454件であり、25年度と比べると、約13%の増となっている。

(5)「自殺対策」については、こころの健康センターに平成24年度に「自殺予防情報センター」を設置して、総合的に自殺対策に取り組んでいる。その結果、平成27年中の市

内の自殺者数が 297 人となり、平成 10 年以降 18 年ぶりに 300 人を下回った。平成 28 年の自殺者数は、警察庁データでは 10 月末時点で 231 名となっており大幅な減少が期待できるが、引き続き自殺対策は必要であると考えている。平成 28 年 4 月には、「自殺対策基本法」が一部改正施行されて、市町村においても自殺対策の計画策定が義務化された。神戸市の自殺対策計画である、来年度からの次期「神戸いのち大切プラン」の策定を進めている。

「資料 1 保健事業概要」および「資料 4」に基づき、第 9 節「歯科保健事業」について、事務局から説明。

歯科口腔保健が単に歯や口腔の健康にとどまらず、広く個人の心身の健康の保持増進にも大きな役割を果たすことから、本市では「こうべ歯と口の健康づくりプラン」に基づいて、「生涯、自分の歯でおいしく食べる」および「口の健康から全身の健康づくり」を基本理念として、ライフステージごとの歯と口の健康づくりに取り組んでいる。

(1)「歯科保健事業の実施状況」は、妊婦歯科健康診査をはじめ、大人の歯周疾患検診など、ライフステージに合わせて歯科健診・歯科相談などを実施している。平成 27 年度は、8,649 回、6 万 9,010 人の方が受けている。50 歳の歯周疾患検診は 26 年度から、後期高齢者（75 歳）の歯科健康診査は平成 27 年度から実施している。予防処置は、フッ化物塗布を 1 歳 6 か月児健診並びに 3 歳児健診にあわせて希望者の方に実施しており、開催回数は 350 回、1 万 7,000 人余りの方が受けている。歯科健康教育は、両親教室は 27 年度の実施はないが、合計 681 回、3 万 4,000 人余りの方が受講している。

(3)「予防処置（フッ化物応用）」は、神戸市では虫歯予防に有効であるフッ化物の応用について推進しており、健診でのフッ化物塗布とあわせてフッ化物の洗口（うがい）を保育所、幼稚園などで実施をしている。

(4)「歯科健康教育」は、「歯の健康サポーター活動」として、地域の施設・団体に健康サポーターを派遣して、歯科健康教育を実施している。

(5)「人材育成」は、歯の健康サポーターを育成して歯科保健向上に努めている。

平成 27 年 11 月に、「こうべ歯と口の健康づくりプラン」推進キャンペーンを、市歯科医師会、神戸常盤大学と連携して、ポर्टライナー、啓発ステッカーなどを用いて広く啓発を実施した。

資料 4 について、神戸市では、平成 28 年市会本会議において議員提案された「神戸市歯科口腔保健推進条例」が全会一致で可決されて、平成 28 年 11 月 8 日（いい歯の日）から

施行されている。この「条例の目的」は、「神戸市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ること」を目的としている。「基本理念」として「歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取組を促進させるものであること」、「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること」、「保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること」となっている。この「条例の概要」として、「市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、市民および事業者のそれぞれの責務を明記するとともに、緊密に連携して歯科口腔保健の推進に努めること」、また「歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるにあたり専門的な意見を聴くため、歯科医療等関係者および保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けること」、「歯科口腔保健を実施するため、歯科医療等関係者および保健医療等関係者などとの協議の場を設け、施策を実施すること」と、協議の場も2つ設けている。さらに「財政上の措置」や「議会への報告」なども明記をしている。広くご意見をいただきながら、本市の歯科口腔保健を推進していきたいと考えている。

【質疑応答】

分科会長：今までの説明について、質問や意見があれば、発言をお願いしたい。

委員：後期高齢の肺炎のワクチンについて、通知を破棄してしまった場合、受診することは可能か。

事務局：高齢者肺炎球菌の定期接種は、年度によって対象者が決まっている。その年度以外では市の補助が入らないので、対象者に個別にはがきを7月ごろ、転入者にはその都度、送っている。万が一そのはがきをなくされた場合は、保健所あるいは区役所に連絡いただくと再発行させていただきます。

分科会長：ほかに、ご意見、ご質問はありますか。

委員：妊婦の健康診断と出産後の支援について、最近幼児の虐待が多く、保健事業としての定期健診をなかなか受けなかったという例がある。それを強制的に受診させることはできるのか。できない場合は、虐待の抑止のために、実施すべきじゃないかと思うがいかがか。

事務局：現在の妊婦健診は、母子手帳を区役所の窓口で渡すときに、妊婦健診受診券を渡して、医療機関で受けた健診の費用を助成するという形で受診を促している。母子手帳を受け取りにこられた方については、ある程度、受診状況が把握できて、受診勧奨も可能である。必ず母子手帳交付時には保健師または看護師が面接を行い、心配な場合は家庭訪問を実施している。母子手帳も取りにこられない、いわゆる飛び込み出産のような方も中にはおられるが、そういう方にはなかなかアプローチが難しいところがある。

平成26年度より「思いがけない妊娠SOS相談事業」として、妊娠について戸惑いがある、妊娠しているときに困り事があるという場合には、相談を受けつけて、できるだけ適切なサービスにつながるように支援する仕組みも設けている。

しかし、全妊婦の受診状況を把握して半ば強制的にというのは、妊娠自体を全数把握することが難しい面もあるので、現在は、妊娠SOS相談事業を拡充して全妊婦を把握しようと考えている。

事務局：妊婦健診、妊娠の届出、産後のケアの事業、乳幼児健診等、あらゆる機会をとらえて、母子とその家庭の事情を把握しようとしている。疑わしい場合には、区役所ごとにある子育て支援室会議で情報を共有し、区役所の複数の部署が集まって、家庭へのフォローや個別の対応を検討する仕組みがある。なかなか強制的には難しいが、あらゆる手段を使って、接触を図るように心がけている。

分科会長：カバーできる範囲ではできるだけ漏れなく未然に防ぎ、それ以外で漏れる方に関して、地域の自治会や婦人会等でも目を光らせて、地域でできるだけ虐待などの事案を防ぐようお願いしたい。

【議事 ④生活衛生事業について】

「資料1 保健事業概要」に基づき、第3章「生活衛生事業」について、事務局から説明。

第1節「食品衛生」について、「食品衛生法」その他の法律に基づいて、市内で4万件を超える食品関係の施設がある。概ねの施設が6年に1回の営業許可の更新になっており、許可の更新のタイミングや、施設の重要度によっては計画的な監視を行い、年間通じて大体3万6,000回の監視指導を行っている。

③「食中毒予防対策」は平成25年、26年、27年、概ね、毎年16、17件と件数としては横ばいである。平成28年は、現在のところ、年間の食中毒発生件数は8件となっている。全国の傾向と同じように、原因はノロウイルスによる食中毒と、鶏肉を生あるいは過熱不十分な状態で食べたカンピロバクターという菌による食中毒が全体の中で多くを占めている。神戸市では従前から、夏場の時期には、細菌接触中毒に対する注意喚起として食中毒警報・注意報を発令しており、昨年度から、冬場にもノロウイルスの食中毒警報・注意報制度をスタートして、注意喚起を呼びかけている。

28年度の特異な例として、今年は全国的にキノコによる食中毒が非常に多いが、たまたま神戸市では、近隣の公園で生えていた毒キノコを間違えて食べてしまい食中毒を起こした事件があった。

第2節「環境衛生」について、不特定多数が利用するような施設に対する衛生的な監視ということで、理容所、美容所、クリーニング所、映画館等の興業場、ホテルを含む旅館、公衆浴場、個人が使用する部分ではない事務所や商業施設が3,000平方メートル以上の特定建築物が対象となる。

(3)「飲料水」について、市の上水道以外の水道施設について、監視指導をしている。

「温泉利用施設」も公衆浴場と重なるところがあるが、不特定多数の方が出入りする施設については、神戸市で監視指導して衛生の確保に努めている。

第3節「動物衛生」について、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録と狂犬病予防接種の事業があり、これは従前から、神戸市獣医師会の協力のもと接種を実施している。

「動物愛護管理法」に基づき、ペットショップ等の動物取扱業の施設について立入検査をして、施設の衛生管理とあわせて動物が適正に取り扱われているかも含めて、適正な指導をしている。また、犬猫の飼い方に関する相談を実施して、必要であれば指導をしている。

昔は「狂犬病予防法」による犬への対応が一番重要で、殺処分も減っている状況であるが、猫に関しては、飼い方を取り締まるような法律がない。

10年ほど前、神戸市では、猫については1年間で3,000匹ぐらいを引き取って、全部殺処分になっていたが、現在では年間600匹ぐらい引き取っている。それらの大半が野良猫の子猫で、そのままでは育っていくことができないため、やむを得ず殺処分にしないといけないという状況がある。

ミルクボランティアとして、引き取られてくる子猫に定期的にミルクをあげたり、世話をし、ある程度、大きくなってから一般の方にもらってもらおうという取り組みをしている。本年度からは、ふるさと納税を利用して、活動の支援をしている。

神戸市では、平成17年度から、地域猫活動を地域の活動として取り組んでいるものについて支援をしているが、平成28年12月5日に、神戸市議会で、議員提案条例として、「神戸市人と猫との共生に関する条例」を全会一致で可決された。この条例では、獣医師会や、NPO団体に協力いただき、協議会という組織をつくって猫の繁殖制限を計画的に進めていくこととなっている。猫の譲渡の推進、殺処分の削減、ひいては苦情が減るような取り組みを進めていきたいと考えている。

【質疑応答】

分科会長：ただいまの説明につきまして、何か意見、質問はありますか。

特にないようです。

【議事 ⑤医務・薬務事業について】

「資料1 保健事業概要」に基づき、第4章「医務・薬務事業」について、事務局から説明。

第1節「医務」について、平成27年度に、兵庫県から病院の許認可関係が神戸市に権限移譲された。平成27年度の病院への許可は287件であるが、病院の場合は構造を変えるだけでも許可が必要になるため、病院数が変わったわけではないが、許可の事務が増えている。その他の施設数等は、ほぼ横ばいである。

②「監視指導」は、平成26年度は平成27年度の病院の権限移譲の準備のために、有床診療所の医療監視が7件、25年度の33件から少し減っているが、27年度にはまた40件実施している。

③「医療安全相談窓口」は、市民の方の医療機関に対する相談や苦情などを聞かせてい

ただく窓口であるが、これは例年変わらず1,800件前後の相談がある。

第2節「薬務」については、薬局、一般販売業、店舗販売業の許認可を実施しており、件数は例年横ばいの状態で推移をしている。

平成28年度、省令が改正されて、薬局では「健康サポート薬局」という新たな制度ができた。今年の10月から、「健康サポート薬局」という名称で営業する薬局は、予防衛生課のほうに届出が必要になるが、その届出事務の受付を開始している。

(2)「毒物及び劇物取締法関係事務」は、毒劇物の販売の許認可関係であるが、施設数が、年々、減りつつあって、平成25年度523件あったのが平成27年度には417件と大幅に減っている。

(3)「薬物乱用防止対策」は、毎年、薬物乱用防止の啓発をしている。危険ドラッグの店舗は神戸市はなくなったが、近年では大麻の使用が増えてきているため、啓発の推進を考えている。特に今年は、有名人、芸能人の覚せい剤使用や、大麻では、諸外国では使えるのに何で日本では使えないのかとあって捕まった例があるが、日本では大麻は認められていないので、誤った知識をもたないように啓発していきたいと考えている。

【質疑応答】

分科会長：ただいまの説明について、意見、質問ありますか。

特にないようです。

【議事 ⑥健康危機管理について】

「資料1 保健事業概要」に基づき、第5章「健康危機管理」について、事務局から説明。

感染症などの健康危機管理に迅速かつ的確に対応するため、「神戸市保健福祉局健康危機管理対策基本指針」に基づいて、各種マニュアルの整備や事前の備えなど体制整備を進めている。

(1)「健康危機管理対策」は、「健康危機管理基本マニュアル」のほか、個別のマニュアルとして、例えば、「感染症法」に基づき感染症の届出があった場合の具体的な対応を定めた「感染症対応マニュアル」や、「高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」、「エボラ出血熱対応マニュアル」等を作成して、あらかじめ各職員へ対応方法や役割を示して万一の

事態に備えている。新型インフルエンザについては、平成 26 年 6 月に、神戸市新型インフルエンザ対策行動計画を策定している。毎年、危機管理室と一緒に職員での対策訓練を行っている。

健康危機が起こった場合の「早期対応体制の整備」として、夜間、休日を含めていつでも迅速な対応がとれるように体制を整えている。また、感染症などに対応するための防護服などの資材や医薬品の備蓄などを行っている。神戸検疫所と感染症水際対策訓練を実施したり、保健所の職員や区保健福祉部の職員等で、個人防護服の着脱訓練や患者を実際に搬送する訓練なども実施して、平常時からの危機管理に努めている。

この 11 月の終わりぐらいから、青森県や新潟県の農場で、家禽から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているというニュースがある。近隣では、兵庫県の小野市の鴨池で野生のカモのふんの中から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されていると報道されている。現状ではまだ人への感染は確認されていないが、病気の鳥と人が濃厚に接触することで、人に感染することがあれば非常に危険なので、現在、危機管理室や関係部局と連携を図りながら、「高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づいて体制を整えている。

【質疑応答】

分科会長：ただいまの説明につきまして、何か意見、質問等ありませんか。

特にないようです。

【議事 ⑦予防接種検討委員会からの報告】

「資料 5」に基づき、「予防接種検討委員会からの報告」について、事務局から説明。

予防接種検討委員会は、今年度は 8 月 5 日に開催している。

(1)「B 型肝炎ワクチン」について、今年の 10 月 1 日から予防接種法上の定期接種として、対象の子供は無料でワクチンを受けられるようになっている。対象は平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた方で、1 歳になる誕生日の前日までに 3 回の接種をする。3 回の接種の間は所定の間隔を置くことになっている。平成 28 年 4 月 1 日生まれの方は、10 月から接種可能になったので、1 歳になるまでという半年しかない。3 回接種するには最短で

も4か月半かかるので、その間に体調不良やほかのワクチンとの間隔をあけないといけな
いなどで、1歳になるまでに3回接種できない方が出てくるのではないかという恐れがあ
り、救済措置を検討してほしいという意見があった。これについては、まだ完全な状況の
把握はできていないが、今後、状況を見たいうえで、神戸市として対応を考えたい。

(2)「高齢者インフルエンザ予防接種の制度変更」は、平成27年度までは特別養護老
人ホームなどの高齢者施設でインフルエンザの定期接種を実施する場合は、医療機関への
委託費用を低く抑える一方で、入所者には一律自己負担なしという特別の料金体系をとっ
ていた。しかし、在宅者との公平性などから28年度の今シーズンからは、特別の料金体系
を廃止して、在宅の方と同じ、市民税非課税世帯等の方は自己負担なしで、それ以外の方
は自己負担1,500円という料金体系に統一している。これに対しては、特に意見はなかつ
た。

(3)「風しんワクチン接種助成について」は、平成28年度から風しん抗体検査に対す
る助成が廃止になったことに伴い、風しん抗体検査を受けなくても神戸市の独自の風しん
ワクチン接種助成が受けられるように制度を改めた。これについては、この制度を継続し
て、接種を勧めてほしいという意見があった。

(4)「平成27年度予防接種実施状況報告と接種事故報告」について、接種事故報告は、
平成27年度は41件報告されている。主な内訳は、ワクチンの有効期限切れ、接種間隔の
誤り、規定された回数の超過などである。これに伴う健康被害の例はなかったが、接種間
隔などの制度が複雑化しているため、神戸市としても国に制度の簡素化を要望してほしい
という意見があった。

【質疑応答】

分科会長：ただいまのご説明につきまして、何か意見、質問等ありませんか

B型肝炎ワクチンの定期接種化について、4月1日生まれの方の件は、4月の誕生日の
方はこういうケースが出てくると思いますので、それを想定して速やかな対応を考えてお
いていただきたい。

【議事 神戸市献血推進協議会 献血について】

「資料6」に基づき、「献血」について、事務局から説明。

資料6は、日本赤十字社が出している資料で、献血者の推移は年々、少なくなってきた。特に危惧されるのが、10代、20代、30代の献血をされる方が下がっている点である。献血は、年をとってからいきなりやるようにはならないので、若い世代が減るということは、今は血液が足りていても、将来、この方々が献血に向かわない可能性があり、日本赤十字社は危惧をしている。そのため、神戸市保健所でも、9月には、久元市長と若手職員、保健所の職員で献血ルームにて献血を行うなど、若手職員に向けて啓発をしている。

そのほか、神戸市が神戸市薬剤師会に委託している学生ヘルスケアは、いろいろなヘルスケア事業について学生が啓発するもので、主に薬物乱用について啓発していただいているが、今年度は来年2月に献血の推進の啓発をやると聞いている。保健所としても、全体の献血の推進も含めて、若い方々の献血の推進の啓発を進めていきたい。

【質疑応答】

分科会長：ただいまの説明等につきまして、何か意見、質問等ありませんか

委員：若い人の献血が減少しているということは、非常に、将来、危機感を感じる。若い人の献血離れの原因は、どう分析しているか。

事務局：直接神戸市が若い人がなぜ献血へ行かないのかを調べたことがないので、原因については十分把握しきれていない。今後、日本赤十字社と原因の確認なども相談しながら、啓発に向けていきたい。

委員：学生が献血に興味を持つためのアンケートを学校に依頼するなど、方法もあるかと思う。

事務局：日本赤十字社も高校生に向けた教育や出前講習を計画として実施していると聞いている。その中で、どのような原因があるのか調査をして、神戸市もそれを活かしていければと思う。

事務局：資料 6 の年代別献血率をみると、16 歳から 19 歳はそんなに下がりはしてないが、20 歳代と 30 歳代は下がってきている傾向にある。そのデータも参考にしながら、学校とも一緒になって話をして考えていきたい。

分科会長：若者の献血への興味を持たせるために、学校教育の現場で献血について話をするというような機会あればいいかと思うが、現場では献血に関する授業など取り組みはあるか。

委員：健康面では、なかなか献血までの指導ができてないのが現状である。薬物乱用の防止や、性教育を通じて HIV についての教育は進めているが、献血までは実際のところできていない。

委員：献血したら、検査で健康状態がわかるという宣伝も兼ねたことを進めたらいかか。

分科会長：若者が、献血に行ってみようという興味をそそるような形で、薬物乱用の防止等にあわせて、献血についても啓発をお願いしたいと思う。

委員：相模原事件、殺傷事件等があったが、措置解除、退院支援、退院後のフォロー体制は神戸市ではどうしているのか。

事務局：既に兵庫県では取り組みが進められている。先日、国でも相模原事件を受けて検討・検証が行われ、最終的な報告書が出ており、継続的な支援の必要性、自治体間の連携が議論に上がっている。

神戸市も、継続的な支援は重要と思っている。措置入院の案件では、医療が中断している場合もあるので、医療の継続性、地域に帰っても孤立しないということ、支援者がいることなどの必要性もあると考えており、神戸市も取り組みについて検討をしている。

委員：事件の犯人についての情報は地域やコミュニティへは情報が回ってこない。今回の事件は、措置入院の解放したときの基準が問題だったと思う。神戸市は、国の基準を待つのではなく、厳しく一步踏み込んでいただきたい。

委員：兵庫県は、保健師や地域の人が退院前からその後のフォローアップをしていく方針を発表していたので、フォローしていける体制でお願いしたい。

事務局：措置解除についても課題に上がっていた。今まで神戸市では、措置解除に関して行政内部の精神科の医師が関わる仕組みがなかったが、9月から、中央市民病院の精神科の部長の北村先生が、こころの健康センターの所長、精神保健対策監として就任して精神保健対策に参画している。

事務局：医療機関での専門的な対応が不足していた可能性が報告書にもある。措置解除について、行政の専門医とともに、専門的な治療、対応と、解除の判断がうまくできるようにすることが大事である。

「精神保健福祉法」は危害防止のための法律ではなく、あくまで患者に治療を提供して、一緒に地域の中で暮らしてもらうための法律になるので、その根本を外れて、地域の人に情報を提供していいかどうか難しい問題だと思う。行政や警察など関係者だけでも情報共有をして、二次的にほかの方へ被害が及ばないような形を考えていかなければならない。

分科会長：全体を通して、ほかに何か意見等ありますか。

委員：危機管理について、獣医師でないと動物に対しては抗生物質を出せないが、養殖産業などでも抗生物質が使われており、安易な抗生物質の使用については見直すという考え方が出てきている。農業界や生産者の団体も含めて、農薬など抗生物質の使用にあたって、連絡会があればいいと思うがどうか。

事務局：農業と水産に関して、指定都市がそれ自体を取り締まってるところがなく、県が所管になるが、県に話してみる。

分科会長：抗生物質は、人よりも動物の使用量が圧倒的に多いので、そのあたり一度考えてみていただきたい。

それでは、進行を事務局に返します。

事務局：委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席賜りまして貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

各局、部もまたがって保健事業を所管しておりまして、できるだけ情報を共有しながら、区とも連携して、切れ目のない保健事業を展開できるように、これから我々のほうも体制も整えていきたい。献血については、若者のことで、もう少し参加をとというご意見もいただきましたが、我々も職員にも研修の機会などで啓発して、できるだけ参加を呼びかけていきたい。それぞれのところでご協力をお願いすることになるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。